

資源の行方を追ってみよう!

分別した資源ごみの行方をご存じですか。これらの多くは各専門業者が新たな命を吹き込み、物によっては形を変え、身近なところで再利用されています。行方を考えて分別することも、ごみの減量化と資源の循環化につながります。



▲海老名市資源化センター

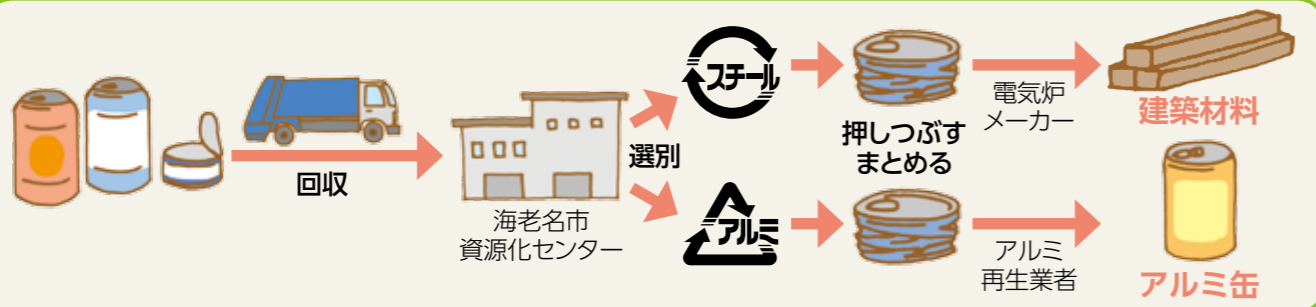
その他 プラスチック

バケツや衣装ケースなどの硬質プラスチック類は、資源化センターで異物を除去し、再生業者がRPF(アールピーエフ)と呼ばれる固形燃料にします。



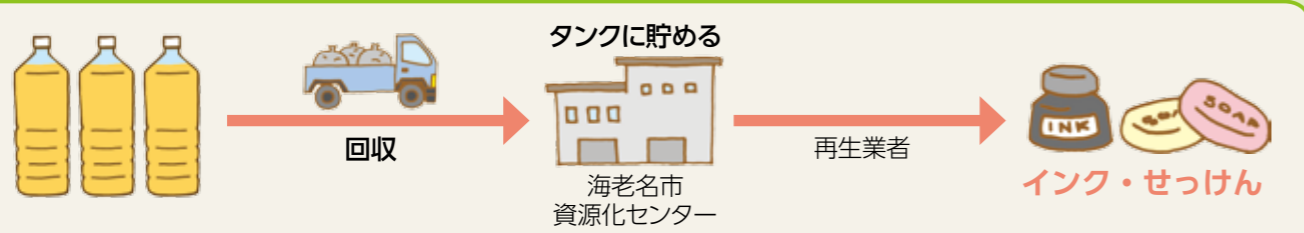
缶類

缶は、資源化センターの磁選機でアルミ缶とスチール缶に分けた後、プレスして売却しています。建物などに使用する建築材料や再びアルミ缶にします。



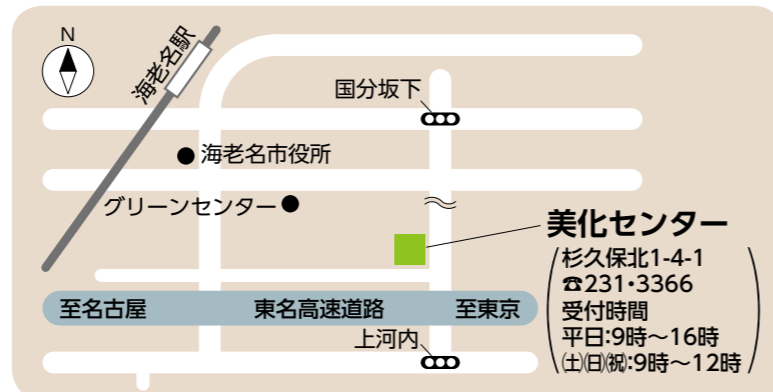
油

使用済みの油は、固めて「燃やせるごみ」で捨てることもできますが、ペットボトルなどフタのできる容器に入れて排出すると、インク原料やせっけんとしてリサイクルできます。



喫煙マナーを守りましょう!

タバコのポイ捨ては、環境に悪影響を及ぼすだけでなく、火災などの災害につながることもあります。喫煙時はマナーを守りましょう。



春は引っ越しシーズン ごみ出しは計画的に

閏資源対策課 ☎(235)4922

引っ越し作業で出る多くの不用品。日用品から電化製品、粗大ごみと一気に片付けるのは大変です。引っ越しシーズンの3月~4月は、粗大ごみの収集や予約も混み合いますので、計画的なごみ出しをお勧めします。また、一人一人の心掛けで資源を循環させ、ごみの減量化につながるリサイクル。分別した資源ごみがどのような物に再生するのか、併せて紹介します。



粗大ごみの処分は「収集依頼」か「持ち込み」で

引っ越しでは大型家具の処分が多くなります。これらの粗大ごみの処分は、収集依頼または持ち込みで対応しています。

【収集依頼】1点700円
希望日をリサイクルプラザ ☎237-3196 (※定休、受付時間9時30分~17時)へ予約してください。

【持ち込み】1点300円

処分品を持って、美化センター(11面地図参照)へ直接お越しください。予約は不要です。

なお、日常的に出る燃やせるごみや資源物は、通常の収集日に出してください。

※1 粗大ごみ: 次のうち、いずれか1点でも当てはまる物。①1辺1辺を超える、②縦・横・高さの合計が2辺を超える、③重量が30kgを超える

処分時に困らないために 購入時の確認を

有害性・危険性・感染性・処理の困難性などから、処理が困難な物を「適正処理困難物」として指定しており、これに当てはまる物はごみ集積所に出せません。

特定家庭用電気機器(※2)といわれる家電製品や、パソコン、オイルヒーター、スプリング入りマットレスなどの身近な製品も指定されています。これらは購入店やメーカーなどに相談、または廃棄物処理業者に適正な処分を依頼することとなり、廃棄費用は自己負担となるため、購入時に廃棄方法を確認しておくことが大切です。詳細は、「資源とごみの分け方・出し方」をご覧ください。



※2 特定家庭用電気機器: エアコン、洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・ブラウン管テレビ・液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機、家電リサイクル法の対象品目でもある。

なお、事業により排出されるごみは、ごみ集積所に出すことができません。

せん。一般廃棄物、産業廃棄物は許可業者に処理を委託し、適正に処理してください。

家電リサイクル法(※3)対象品目を廃棄する場合は

ごみ集積所に出せない「適正処理困難物」のうち、テレビなどの家電リサイクル法対象品を処分する場合は、次のどちらかの方法で処理してください。

A: 家電小売店に依頼する。 リサイクル料金と手数料などの負担あり。
B: 指定引き取り場所に持ち込む。 方法は次のとおり。

- ① 郵便局でリサイクル料金を支払う
- ② 支払いと引き換えの家電リサイクル券を貼付する
- ③ 左記の指定引き取り場所に持ち込む

【指定引き取り場所】

トナミ首都圏物流(株)県央支店(本郷1675)

なお、対象品目以外の物は、持ち込むことができません。

※3 家電リサイクル法: 特定家庭用電気機器から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに資源の有効利用を推進するための法律。